

愛知県教育委員会「部落差別を解消するための教育基本方針」

部落差別を解消するための教育の課題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等の原則に基づき、基本的人権を尊重する精神のかん養と実践力の育成を図ることにある。

本県の部落差別を解消するための教育は、この課題解決のため、憲法及び教育基本法の精神にのっとり、同和対策審議会答申の精神、地域改善対策協議会の意見具申、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律並びに部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、また、人権教育・啓発に関する愛知県行動計画に基づいて、市町村教育委員会、学校及び関係教育機関、教育関係団体との連携を密にし、次の事項に基づきその推進を図る。

- 1 部落差別に関する問題を正しく認識し、県民相互に人権尊重の精神を育てることができるよう、部落差別を解消するための教育の推進に努める。
- 2 学校教育においては、人権尊重の精神を基盤に、児童生徒の発達段階及び地域の実情に即し、教科指導や進路指導など教育活動全体を通じて部落差別を解消するための教育を推進する。
- 3 社会教育においては、人権意識の高揚を促すため、県民の自発的な学習を基盤として、部落差別の解消に向けた学習意欲の喚起を図るとともに、学習機会の提供、指導者の養成に努める。

昭和57年	2月	策定
昭和58年	1月	一部改正
昭和62年	12月	一部改正
平成10年	6月	一部改正
平成14年	4月	一部改正
令和2年	12月	一部改正